

保険者機能強化アクションプラン（第3期）について（案）

資料 3

協会の基本理念

保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

基本 コンセプト

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

保険者機能の実施

協会の基本理念の実現

（＝保険者が果たしている（果たすべき）役割・機能の実現）

戦略的な機能

- 医療の質や効率性向上のための医療提供体制への働きかけ
- 保健事業等を通じた加入者の健康管理、健康増進
- 広報活動による加入者への医療情報の提供、疾病予防

基盤的な機能

- 加入者の加入手続きと資格管理、加入者サービス
- 保険給付額等に見合った保険料の設定、徴収
- レセプトと現金給付の審査及び支払

アクションプラン
策定による
戦略的な機能の強化

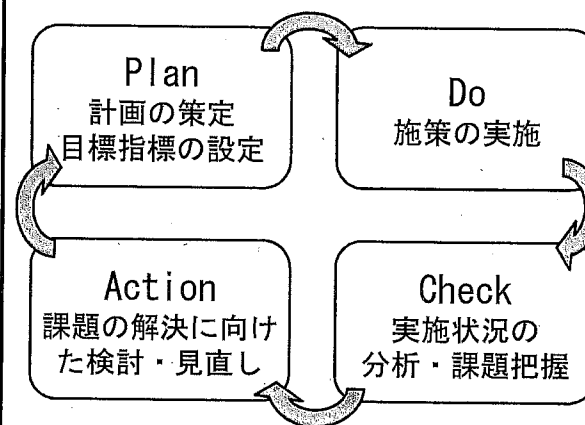
アクションプランを通じて実現すべき目標

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

H27年度～

- 医療保険制度改革による国庫補助率16.4%の恒久化等
- 業務・システムの刷新

運営に対するPDCAサイクル



実施期間

- 期間については平成29年度までの3年間を想定。
- 定期的に実施状況の確認を行う。

保険者機能強化アクションプラン（第3期）の骨子

※下線は前回第66回運営委員会資料から変更したもの

アクションプラン を通じて 実現すべき目標	I 医療等の質や 効率性の向上	II 加入者の健康度を 高めること	III 医療費等の適正化
目標実現のための 着目点	・ <u>医療等の提供体制を効率化するための働きかけ</u> ・ 患者（加入者）の満足度の向上 ・ 加入者の医療の選択の質の向上 ・ 必要な医療・介護サービスの確保	・ 加入者の健康状態の把握 ・ 加入者の<u>健康増進、疾病予防</u> ・ <u>事業所における健康づくりを通じた健康増進</u> ・ 早期治療の促進 ・ <u>データヘルス計画の実施</u>	・ 加入者の健康増進、<u>疾病予防（再掲）</u> ・ <u>医療等の提供体制を効率化するための働きかけ（再掲）</u> ・ 同質ならばより安価な手段の選択 ・ 不適切な利用や不正行為の防止

I・II・III共通の目標を達成するための保険者機能強化アクションプランの基盤強化

基盤強化のための 着目点	・ 人材育成等による組織力の強化 ・ 調査研究に関する環境整備 ・ 加入者・事業主との双方向のコミュニケーション ・ 外部有識者との協力連携
-----------------	---

具体的な施策 《目標Ⅰ 医療等の質や効率性の向上》

＜目指すべき姿＞

- 医療等の提供体制の在り方について、保険者として加入者・事業主を代表した立場で関与する。
- 医療・介護を必要とするすべての人に対して地域の実情に応じて質が高く効率的な医療・介護サービスが提供されるように、関係者へ働きかけや意見発信を行う。

＜具体的な施策＞

	本部における施策	支部における施策
内部的な事項	○ 医療等の提供体制に係る都道府県の動向を情報収集し、各支部での対応の支援を行う。 ○ 支部に対して、医療等の提供体制に係る地域の実情を可視化した統計データの一覧の提供を検討する。 ○ 経済・社会、国における政策等の動向を見ながら必要な対応が適切にとれるよう、知見・データの集積を図る。	○ 人口構造の高齢化や疾病構造の変化を踏まえ、地域ごとの受療行動、医療・介護費や医療等の提供体制の現状とそれらの相互関係、今後の動向を把握する。 ○ 支部の取組みに必要な知見・データの集積を図り、必要に応じて、それらの集積結果を自らの取組みに反映するとともに本部に意見発信を行う。
対外的な事項	○ 中央社会保険医療協議会をはじめとする各種審議会において、質が高く効率的な医療・介護サービスが提供できる体制ができるように意見発信を行う。 ○ 各支部が医療審議会等の医療等の提供体制の検討の場へ参画できるよう、国に対して働きかけを行う。 ○ 健保連、国保連、後期高齢者広域連合等の他の保険者と連携・協同した政策提言を行う。	○ 都道府県の医療審議会や地域医療構想調整会議等の医療等の提供体制に係る検討の場に参画し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。 ○ 保険者協議会において、医療等の提供体制に応じて他の保険者と可能な範囲内でデータを共有し分析を行う。健保連、国保連、後期高齢者広域連合等の他の保険者と連携・協同した政策提言を行う。 ○ 医療等の提供体制に係る分析結果や病床機能報告をホームページに公表する等、医療・介護に関する情報を提供する。

＜関連指標＞

- 医療計画策定の場合への参画支部数

具体的な施策 《目標Ⅱ 加入者の健康度を高めること》

＜目指すべき姿＞

- 加入者の健康管理をサポートし、健康に関する情報や健康相談を早期に受けられるようにする。
- 従業員の健康づくりに取り組む事業所が自らの取組みを評価でき、健康づくりの取組みが優れた事業所が評価される仕組みを構築する。
- 健康づくりに関するエビデンスの構築や指標づくり、インセンティブの付与を行うことで加入者にとってより良い選択ができる。
- 加入者の生活習慣病の発症予防、重症化予防の推進を中期的な期間で計画的に行い、医療費等の適正化に寄与する。

＜具体的な施策＞

	本部における施策	支部における施策
内部的な事項	○ 保健師、管理栄養士の採用や、保健指導の外部委託先の拡充を通じて、加入者への保健指導、健康相談等の提供体制の整備を進める。 ○ 健診データによる保健指導の改善効果を分析し、エビデンスを構築する。 ○ 事業所カルテの指標を充実させ、事業主が従業員の健康課題等を把握できるツールの導入を検討する。 ○ 健康づくりに関する取組みが事業所間で比較できるような仕組み、評価指標を構築する。 ○ 支部による疾病予防・健康づくりの積極的な取組みを促す仕組みを検討する。	○ 26年度に策定したデータヘルス計画について、PDCAサイクルを的確に回し、地域の実情に応じた効果的な保健事業を進める。 ○ 本部が提供する業種・業態別の健診データ、市町村別の健診データを用いて、地域の実情に応じた分析を実施する。 ○ 支部における先進的な取組みについては、本部にフィードバックする。
対外的な事項	○ 協会の健康づくりの取組みを保健事業に係る検討会等で積極的に発信し、国の政策に反映させる。 ○ 従業員の健康づくりを普及するため、経済団体等の関係団体や国との調整や連携を進める。 ○ 先進的な重症化予防事業の全国展開を図るなど、取組みを強化する。	○ 地方自治体、医師会等の医療関係団体、中小企業団体との間で包括的な協定等を締結し、連携の強化を図るとともに、健診・重症化予防等の保健事業を協同で実施する。 ○ 地方自治体や大学等の教育機関と連携し健康づくりに関するセミナーやシンポジウムを開催する。 ○ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む健康宣言等、事業主による従業員の健康づくりをサポートする。 ○ 都道府県等と連携し、積極的に健康づくりに取り組んでいる事業所の認定及び表彰を行う。 ○ 公衆衛生学会や産業衛生学会等に参加し、医療費分析や健診・保健指導の成果等の政策研究を発表する。

＜関連指標＞

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ○特定健康診査実施率 | ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 |
| ○保健指導実施率 | ○特定保健指導利用者の改善率 |
| ○各支部のデータヘルス計画の目標指標の達成状況 | ○健康宣言等の事業所数 |

具体的な施策 《目標Ⅲ 医療費等の適正化》

＜目指すべき姿＞

- 医療費等の負担が将来的に過大とならないように、医療費等の伸びを抑え、加入者が安心して医療・介護サービスが受けられる。
- 医療・介護に関する情報を提供することで、加入者が疾病予防等を図り、医療等を受ける際は質が高く安価な医療等の選択ができる。
- 医療費等の適正化を通じて、協会の保険財政の安定化を図る。

＜具体的な施策＞

	本部における施策	支部における施策
内部的な事項	○ ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県間格差について分析し、格差縮小のための取組みを検討する。ジェネリック医薬品軽減額通知の対象者を拡大するなどの使用促進策を検討する。 ○ 疾病予防や健康情報、医療機関等の選択に役に立つ情報を収集する。 ○ 保険財政の安定を図るため、知見・データの集積を図るとともに医療・介護保険制度の改善のための検討を進める。 ○ レセプト点検、現金給付の審査、債権回収等の業務の能力向上を図る。	○ ジェネリック医薬品の使用割合が低い支部では、格差縮小に向け使用促進に係る施策を検討する。 ○ 地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を実施する。 ○ 疾病予防や健康情報、医療機関等の選択に役に立つ情報を収集する。 ○ レセプト点検、現金給付の審査、債権回収等の業務の能力向上を図る。
対外的な事項	○ ジェネリック医薬品の使用促進のために、医療機関や調剤薬局ごとの使用割合等のデータを活用し、医療提供側への働きかけを行う。 ○ ジェネリック医薬品の使用促進のため、国への働きかけを推進する。国や関係機関と連携したジェネリック医薬品の広報や普及啓発に努める。 ○ 加入者や患者に対し、疾病予防・健康情報、医療機関の選択に役に立つ情報を提供する。 ○ 医療機関の適切な利用、はしご受診の防止等、加入者に対し医療・介護サービスを適切に利用するための啓発に努める。 ○ 関係する審議会において、保険者の利益が反映されるような意見発信を行う。 ○ 医療費適正化をさらに推進するため、レセプト点検、現金給付の審査、債権回収等の業務の強化を図る。	○ ジェネリック医薬品の使用促進のために医療機関や調剤薬局ごとの使用割合等のデータを活用し、医療提供側への働きかけを行う。 ○ ジェネリック医薬品に関するセミナーの開催により、使用促進を図る。 ○ 加入者や患者に対し、疾病予防・健康情報、医療機関の選択に役に立つ情報を提供する。 ○ 医療機関の適切な利用、はしご受診の防止等、加入者に対し医療・介護サービスを適切に利用するための啓発に努める。 ○ 各支部が都道府県の医療費適正化計画に係る検討会、後発医薬品促進協議会へ参画し意見発信を行う。 ○ 医療費適正化をさらに推進するため、レセプト点検、現金給付の審査、債権回収等の業務の強化を図る。 ○ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化などを含めた、適正受診のための利用者への働きかけの強化を図る。

＜関連指標＞

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ○医療費適正化計画に係る検討会の参画支部数 | ○ジェネリック医薬品使用割合 |
| ○後発医薬品使用促進協議会の参画支部数 | ○レセプト点検効果額 |

具体的な施策 《Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの目標を達成するための基盤強化》

＜着目点＞

- 保険者機能強化アクションプランの目標を達成するための基盤強化として、「人材育成等による組織力の強化」「調査研究に関する環境整備」「加入者・事業主との双方向のコミュニケーション」「外部有識者との協力連携」から施策を検討する。

＜具体的な施策＞

	本部における施策	支部における施策
基盤強化	○ 組織の要となる人材を育成するために支部担当者の研修を充実させる。特に重要性が増大する調査研究に必要な人材育成及び予算の配分を充実させる。 ○ 協会が保有するレセプトデータや健診データを効果的・効率的に分析ができる環境整備を行う。 ○ 加入者アンケートや協会のモニター、SNS等を活用し、加入者・事業主との双方向のコミュニケーションを行い、加入者・事業主のニーズに合致した施策の検討、実現を図る。 ○ パイロット事業を活用して、新たに効果的な施策を検討し、実施する。 ○ 関係する審議会、協議会等において適切な意見発信ができる人材を育成し、国や地方自治体等の施策に反映させる。 ○ 協会が主体となり、大学等の研究機関の有識者と協力連携し、政策指向的な調査研究を行う。	○ 責任感をもって創造的な活動ができる人材を育成する。医療費分析、調査研究に携わる各支部の実務者レベルの担当者を増やす。 ○ 医療の質や効率性の向上、生活習慣病リスクに応じた行動変容の状況、保健指導の効果、医療費適正化等、業務の発展に資する調査研究を図る。 ○ 健康保険委員研修会やセミナー、対話集会、メールマガジン等の機会をとらえて加入者・事業主との双方向のコミュニケーションを行い、加入者・事業主のニーズに合致した施策の検討、実現を図る。 ○ パイロット事業の提案を通じて、新たに効果的な施策を検討し、実施する。 ○ 関係機関と調整・協働ができる交渉力をもった人材、関係する審議会、協議会等において適切な意見発信できる人材を育成し、地方自治体等の施策に反映させる。 ○ 協会が主体となり、大学等の研究機関の有識者と協力連携し、政策指向的な調査研究を行う。

＜関連指標＞

- メールマガジンの新規登録件数
- パイロット事業で全国展開した件数

これまでの議論と今後のスケジュール

日付	内容
5月25日	保険者機能強化アクションプラン（第3期）の骨子についての議論
7月28日	保険者機能強化アクションプラン（第3期）に盛り込むべき具体的な施策や指標についての議論
9月18日	保険者機能強化アクションプラン（第3期）の案文についての議論
10月14日	予備日